

行政視察報告書

議会運営委員会行政視察

平成30年8月28日（火）～29日（水）

視察先
及び
調査事項

北海道札幌市議会

- 1 議員提案の政策条例について（取組状況と課題）
- 2 議員海外視察の実施について
 - ア 実施方法（実施要綱の制定とその課題）
 - イ 視察結果の施策への反映方法、結果報告の方法と課題
- 3 議会施設について
 - ア 円滑な議事運営のための機能等（議会施設の視察を含めて）
 - イ 議会施設に関する現状の課題と今後の対応

1. 議員提案の政策条例について

・札幌市議会は、

①議員自身の手により政策課題の解決と実現を目指す為【議会の権能強化】

②議会からの政策提案が見える化するため【議員活動の成果の可視化】

議員からの提案により、市の行政課題を解決するための政策的な行政関連条例を積極的に制定している。

なお、議員提案であっても、議員定数、議員報酬政務活動費及び議会事務局組織など議会に関する条例や議員の身分に関する条例は含まれていない。

（1）具体的な作業内容

《第0段階》議員・事務局役割分担の確認

- ・議員が主役、事務局は議員の円滑な作業に向けての環境整備

《第1段階》施策の具体化・明確化

- ・政策課題の抽出→政策課題解決の為の政策目標の設定
→政策目標達成の為の手段の考案

《第2段階》担当課を交えた勉強会の開催（札幌市の事例の最大の特徴）

- ・担当課への情報提供や考え方の聴取→課題の共有化等

《第3段階》有識者や関係団体等との意見交換、市民意見の聴取等の実施

- ・立案した施策への更なる正当化付与

《第4段階》条例案の作成と内容固め

- ・法制担当への協力要請→他条例との整合性確認→条文化

《第5段階》上程後の議会運営とマスコミ対応

- ・各会派間調整、賛否の確定→報道機関へのレクやリリース
→条例の制定

(2) これまでに成立した議員提案政策条例

①札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止に関する条例 (H16)

②札幌市住宅耐震化促進条例 (H18)

③札幌市文化芸術振興条例 (H19)

④札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例 (H21)

⑤札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例 (H21)

⑥映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例 (H26)

2. 海外視察の実施について

(1) 議員海外視察実施要綱の制定の経過

- ・札幌市議会は、平成7年以降議員の海外視察の実施に関して、「対象・形態・割当・申出書(計画書)・旅費上限・報告書等」に関して、必要に応じ見直しが行われてきた。
- ・平成22年度に、それまで実施して来た議員の海外視察の実施を財政事情を理由として凍結し、引き続き平成23～26年度も社会経済情勢を勘案して凍結した。
- ・その後、平成28年に「議員海外視察実施要綱(議長決裁)」を策定し、この要綱に沿って、議員の海外視察の実施を再開した。

(2) 政務活動費の活用

- ・政務活動費による海外視察は認められている。
- ・政務活動費による海外視察は、必要に応じて議員個人又は会派等(議員連盟)として実施するものが対象であり、「議員海外視察実施要綱」に定めている海外視察は、個人視察を廃止し、市議会として実施するものである。

(3) 視察後の取組み

- ・政策立案の検討や議会での質問等で反映されている。
(平成29年度の海外視察結果については、平成30年度定例市議会での代表質問にて活用された。)
- ・視察の結果は、「海外視察報告書」として議会図書館での公開に加え、市議会ホームページにて公開している。
- ・また、結果のみでなく、従来の「海外視察申出書」を「海外視察計画書」に改め視察目的、本市の課題や調査項目、施設等を記載し、市議会ホームページに公開することとしている。

3. 議会施設について

- ・議員定数は68人（現員数67人）であり、この規模に合った本会議場、専用の各委員会室、各会派議員控室、正副議長室、議会図書館、一般会議室や応接室、それに、一般市民も利用できる食堂も併設（隣接）されている。

【考察】

1. 議員提案の政策条例について

- ・超党派（会派）のプロジェクトによる政策課題抽出～政策目標の設定体制は、当議会でも有効と考えられる。現行の委員会体制での政策提言の課題（期間、テーマ選定等）への柔軟な対応が可能と考えられる。
- ・札幌市としての最大の特徴と言われている「担当課を交えた勉強会の開催」は当議会でも必要に応じて行われているが、戦略として、積極的に活用すべきと考える。同様に、テーマにも依るが、外（有識者、関係団体等）に向けての意見交換や市民意見の聴取等も、積極的に行うべきと考える。

2. 議員海外視察の実施について

- ・市議会としての議員海外視察や政務活動費の活用に関しては、当市議会で論議している方向と略同様と考えられる。
但し、政務活動費の活用に関しては、残念ながら交付額の違いにより余り参考とはならない感じである。
- ・今後、当議会としても議員の海外視察再開の方向付けが確認されたら、「実施要綱」等の制定はセットとして考えなければならない。
何れにしても早期の方向付けが必要と考える。

3. 議会施設について

- ・今後も予定されている他市議会の視察結果と合わせて整理して行く。

平成30年 9月 14日

松本市議会議長 上 條 俊 道 様

松本市議会副議長 小 林 弘 明